

国有林林道橋梁塗膜調査業務入札説明書

北海道森林管理局の国有林林道橋梁塗膜調査業務に係る入札公告(業務)に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日： 令和6年3月29日

2 支出負担行為担当官等

支出負担行為担当官 北海道森林管理局長 吉村 洋
北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70番

3 業務概要

(1) 業務名 令和6年度国有林林道橋梁塗膜調査業務その3

(2) 業務場所 根釧西部森林管理署外3署管内

(3) 業務内容 別冊仕様書等のとおり。

(4) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月14日まで

(5) 本業務は、予定価格が1千万円を超える場合、落札者となるべき者の入札価格が、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第85条に規定する基準に基づく価格(以下「低入札調査基準価格」という。)を下回った場合、同令第86条に規定する調査を実施する業務である。

(6) 本業務は、予定価格が1百万円を越え1千万円以下の場合、落札価格が業務品質確保の観点から北海道森林管理局長が定める価格(以下「品質確保基準価格」という。)を下回った場合、業務の履行にあたり契約相手方に一定の義務を課す業務である。

(7) その他

① 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象業務である。

この申請の窓口及び受付時間は次のとおりである。

・受付窓口：北海道森林管理局 経理課 主計係
北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70番
電話：011-622-5214

・受付時間：9時00分～17時00分までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)は除く。

② 電子入札システムで使用できるICカードは、一般競争(指名競争)競争参加資格審査申請に基づき、承認された競争参加有資格者名でICカードを取得し、林野庁電子入札システムに利用者登録を行ったものとする。

4 競争参加資格

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 令和5・6年度の北海道森林管理局における測量・設計コンサルタント等に係るA等級又はB等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。(会社更生法(昭和14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)
- (3) 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)に基づき森林土木の登録を受けていること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (5) 平成20年4月1日から令和5年3月31日までの15年度間に、元請けとして、以下に示す同種の業務を実施した実績を有すること。
同種業務: 森林整備保全事業における林道等の橋梁点検業務、塗膜調査業務もしくは設計業務、
又は国土交通省及び都道府県等の所管する道路橋の点検業務、塗膜調査業務もしくは設計業務
- (6) 北海道森林管理局長等が発注した業務で当該業務と同種業務のうち、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年度間に完了した業務の実績がある場合であって、業務成績評定を実施している場合においては、業務成績評定点(60点以下も含む。)の平均が60点以上であること。
- (7) 次に掲げる①及び②を満たす管理技術者当該業務に配置できること。
 - ① 技術士法(昭和58年法律第25号)第32条第1項に規定する技術士の登録(森林部門(森林土木)又は総合技術管理部門(森林土木)の登録に限る。)を受けた者、博士(工学にあっては建築工学関係又は農学にあっては林学関係若しくはこれらに類する博士)、シビルコンサルティングマネージャー(森林部門の登録に限る。)、林業技士(森林土木)のいずれかの資格を有する者、又は次のいずれかに該当する者でなければならない。
 - ・学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(同法第108条第2項に規定する大学(以下「短期大学」という)を除く)において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上ある者
 - ・短期大学、学校教育法による高等専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上ある者
 - ・学校教育法による高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の者のうち、林業若しくは土木の知識及び技術を有している者であって、卒業(高等学校の卒業と同等以上の者を含む)

後森林土木部門の職務に従事した期間が28年以上ある者

- ② 平成20年4月1日から令和5年3月31日までの15年度間に、(5)に掲げる同種業務の管理技術者、照査技術者、担当技術者としての従事した経験を有する者であること。

なお、当該業務が森林管理局長等が発注した業務のうち、業務成績評定を実施している場合にあつては、業務成績評定点、管理技術者に係る技術者成績評定点及び照査技術者に係る技術者成績評定点のいずれかが60点未満のものは経験した業務として認めない

- (8) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。

- (9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他適正な入札が阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する事業者等又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書、資料(以下「申請書等」という。)を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4(1)及び(3)から(10)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。

ただし、紙入札方式の場合は持参すること。

電子入札システムによる提出の場合：

- ① 提出期間：令和6年4月1日から令和6年4月15日までの休日を除く毎日、9時00分から17時

00分。

② 提出方法:

電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに「競争参加資格確認申請書」(別紙様式1)、「競争参加資格確認資料」(表紙及び別紙様式2、3)をそれぞれ添付し提出すること。ただし、申請書等の合計ファイル容量が10MBを超える場合には、持参又は郵送(書留郵便等で配達記録が明らかになるものに限る。)、(締切日時必着)で提出すること。持参又は郵送で提出する場合には、必要書類の一式を持参又は郵送で送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、持参又は郵送により提出する場合は、下記の内容を記載した書面(様式任意)を電子入札システムより、送信すること。

- 1 持参又は郵送する旨の表示
- 2 持参又は郵送する書類の目録
- 3 持参又は郵送する書類のページ数
- 4 持参又は発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

持参又は郵送の場合の提出先又は送付先は入札公告のとおり。

③ ファイル形式:

電子入札システムによる提出資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・Microsoft Word (Word2010 形式以下)
- ・Microsoft Excel (Excel2010 形式以下)
- ・その他のアプリケーション(PDFファイル等)
- ・画像ファイルJPEG 形式又はGIF形式

上記ファイルを圧縮する場合の圧縮ファイルLZH形式

紙入札方式による提出の場合: 入札公告のとおり。

(2) 競争参加資格確認申請書は、別紙様式1により作成すること。

(3) 資料は、次に従い作成すること。

ただし、①の同種業務の実績、②の配置予定の技術者の同種業務の経験については、業務が完了し、引渡しが進んでいるものに限り記載すること。

なお、「同種業務の実績」(別紙様式2)及び「配置予定技術者の状況」(別紙様式3)に記載する業務の実績が森林管理局長等が発注し、かつ業務成績評価を実施している業務に係る実績がある場合にあつては、当該業務に係る業務成績評価通知書等の評定点を証明する書類(以下「業務成績評価通知書等」という。)の写しを添付すること。

① 同種業務の実績(別紙様式2)

上記4(5)に掲げる実績があることを判断できる同種業務の実績を別紙様式2に1件記載すること。

② 配置予定技術者の状況(別紙様式3)

上記4(7)に掲げる基準を満たすことを判断できる配置予定の管理技術者の「資格」「同種業務の経験」等を別紙様式3に1件記載することとし、他の業務の従事状況においては、国・都道府県・市町村・民間等全ての場合の受注状況を記載すること。

③ 契約書の写し

①の同種業務の実績、②の配置予定技術者の状況においては、実績として記載した業務に係

る契約書の写しを提出すること。契約書の他に施工計画書等の当該業務の内容を確認できる書類の写し、及び技術者の届出書等の配置予定管理技術者として当該業務に従事したことを確認できる書類の写しを添付すること。

必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので留意すること。

④ 業務成績評定

森林管理局長等が発注した同種業務のうち、別紙様式2及び別紙様式3の令和3年4月1日から令和5年3月31日までの2年度間に完了した業務について、業務成績評定及び技術者成績評定を行っている場合は、該当する業務すべての業務成績評定の平均点を発注者が算出し資料を基に確認することとする。

(4) 申請書等作成説明会については、原則として実施しない。

(5) (1)の期間内に申請書等の提出がない場合(必要書類の提出不足等も含む)又は申請書等の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。なお、記載内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認ができるものとする。抽象的内容の記載は認めない。

(6) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については、令和6年4月19日まで(申請期間翌日から7日以内)に通知する。参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(7) 競争参加資格確認資料のヒアリングについては、原則として実施しない。

(8) その他

① 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 支出負担行為担当官は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書等は、返却しない。

④ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

6 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い、書面(様式は任意)により説明を求めることができる。

① 提出期限: 令和6年4月30日17時00分(資格がないと認めた日の翌日から7日以内)

② 提出場所: 〒064-8537 北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70番

北海道森林管理局 森林整備第二課(担当:技術指導官)

電話 011-622-5219

③ 提出方法: 持参又は郵送による。(郵送による場合は提出期限必着)

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和6年5月9日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。(資格がないと認めた書面の提出期限の翌日から7日以内)

(3) (1)の理由の説明を求める書面及び(2)の回答を行った書面は、次のとおり閲覧に供する方法により公表する。

① 閲覧期間:令和6年5月10日から令和6年6月7日までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分。

(書面による回答期限の翌日から3日目以内から1カ月間)

② 閲覧場所:(1)の②に同じ。

(4) (2)の回答書による説明に不服がある者は、分任支出負担行為担当官に対して、次に従い、書面(様式は自由)により再苦情を申し立てることができる。

① 提出期限:(2)の回答書を受け取った日から7日(休日を除く。)以内

② 提出場所:(1)の②に同じ。

③ 提出方法:持参又は郵送による。(郵送による場合は提出期限必着)

(5) 再苦情の申立てについては、北海道森林管理局入札監視委員会で審議する。

(6) 支出負担行為担当官は、再苦情の申立があった者に対し、(5)の入札監視委員会の審議結果を踏まえたうえで、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、次の内容を書面により回答する。

① 申立が認められないときは、苦情の申立に根拠が認められないと判断された理由

② 申立が認められると判断されたときは、支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要

7 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。

① 提出期間 : 令和6年4月1日から令和6年5月1日まで

持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日、9時00分から17時00分。

② 提出場所 : 〒064-8537 北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70番

北海道森林管理局 森林整備第二課(担当:技術指導官)

電話 011-622-5219

③ 提出方法 : 持参又は郵送による。(郵送による場合は提出期限必着)

(2) (1)の質問に対する回答は、書面により行う。また、次のとおり閲覧にも供する。

① 期間: 令和6年5月7日から令和6年5月9日までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分。

② 場所: 7(1)の②及び北海道森林管理局ホームページ。

8 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 電子入札システムによる場合

入札開始日時 令和6年5月7日9時00分

入札締切日時 令和6年5月10日14時30分

- (2) 持参による入札の場合は、令和6年5月10日14時30分までに北海道森林管理局4階中会議室へ持参の上、入札すること。
- (3) 開札は、令和6年5月10日14時30分に北海道森林管理局4階中会議室において行う。
- (4) 紙入札方式による競争入札の執行にあたっては、支出負担行為担当官等により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。

9 入札方法等

- (1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は入札書を持参すること。郵送等による提出は認めない。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 誓約事項
本競争入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：納付(保管金の取扱店 日本銀行札幌東代理店)
ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金に代えることができる。
 - ① 利付き国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行札幌東代理店)
 - ② 金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証会社をいう。)の保証(取扱官庁 北海道森林管理局)
また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

11 業務費内訳書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書を電子入札システムにより提出を求める。
業務費内訳書の様式は自由であるが、数量、単価、金額を必ず明記すること。
 - ① 電子入札方式の場合
ア 提出方法
業務費内訳書をウに示すファイル形式にて作成し、業務費内訳書添付フィールドに業務費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。ただし、業務費内訳書のファイルの容量が10MBを

超える場合には、次によること。

イ 郵送について

業務費内訳書が 10MBを超える場合には、業務費内訳書についてのみ郵送(締切日時必着)で提出すること。郵送で提出する場合には、業務費内訳書の一式を郵送で送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。また、郵送にあたっては、書留郵便を利用し、二重封筒とし、表封筒に「業務費内訳書在中」と朱書し、中封筒に業務費内訳書を入れ、その表に「入札件名」を表示すること。郵送により提出する場合には、入札書の添付書類として、下記の内容を記載した書面(自由様式)を作成し、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。

(ア) 郵送する旨の表示

(イ) 郵送する書類の目録

(ウ) 郵送する書類のページ数

(エ) 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号

郵送の場合の提出先は次のとおり。

〒064-8537 北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70番

北海道森林管理局 経理課 主計係

電話 011-622-5214

ウ ファイル形式:電子入札システムにより業務費内訳書を提出する場合のファイル形式については、以下のいずれかの形式で作成し、入札書添付欄に添付するものとする。

- ・ Microsoft Word (Word2010 形式以下)

- ・ Microsoft Excel (Excel2010 形式以下)

- ・ その他のアプリケーション(PDFファイル等)

- ・ 画像ファイルJPEG 形式又はGIF形式

上記ファイルを圧縮する場合の圧縮ファイルLZH形式

② 紙入札方式での場合

入札書とともに業務費内訳書を提出すること。

(2) 提出された業務費内訳書は返却しない。

(3) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び業務名を記載し、記名を行った業務費内訳書を提出しなければならず、支出負担行為担当官等が提出された業務費内訳書について説明を求めることがある。また、当該業務費内訳書未提出業者の入札を無効とする。

12 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、林野庁電子入札システム運用基準に定める立会官を立ち会わせて行う。

紙入札方式による場合にあっては、入札参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。なお、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

13 入札の無効

- (1) 入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札、暴力団排除に関する誓約事項について虚偽又はこれに反する行為が認められた入札並びに北海道森林管理局ホームページ(<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido>)に掲示している別冊現場説明書及び別冊入札者心得において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (2) 図面、仕様書、現場説明書、参考資料等(変更分を含む。)の交付を受けていないものが行った入札は無効とする。
- (3) (1)及び(2)の無効の入札を行った者を落札したことが明らかとなった場合には落札決定を取り消す。
- (4) 支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に於いて4に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。
- (5) 履行確実性の審査・評価に関するヒアリングに応じない者(当該ヒアリングの日時、指定場所に来なかった場合を含む。)及び当該ヒアリングの実施にあたって、求められた追加資料の提出を期限までに行わない者が行った入札は、入札に関する条件に違反した入札として無効とする。
ただし、天災・事故・病気など特別な事情を理由に、ヒアリングに応じなかった場合又は追加資料を提出しなかった場合を除く。

14 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、競争参加資格の確認がなされた者の中で、予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。
ただし、予定価格が1千万円を超える業務について、落札者となるべき者の入札価格によると当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする可能性がある。
- (2) 予定価格が1千万円を超える業務について、落札者となるべき者の入札価格が予決令第 85 条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第 86 条の調査を行うものとし、調査の対象となる者はこれに協力しなければならない。

15 調査基準価格を下回った場合の措置

調査基準価格を下回る価格による入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについて、入札者からの事情聴取、関係機関の意見照会等の調査(以下「低入札価格調査」という。)を行い、落札者を決定する。この調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。

16 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

調査基準価格を下回る価格により契約を締結した業務の履行にあたり、受注者は、次の(1)から(5)に

ついて実施しなければならないものとする。

- (1) 業務成果の内容等について、受注者の照査を実施後に第三者による照査を受注者の負担において実施すること。また、受注者は、照査結果の報告時に第三者の照査者の同席を求めるものとする。
- (2) 現地調査等の屋外で行う業務の実施に際しては、配置された予定管理技術者が現場に常駐すること。
- (3) 配置予定管理技術者とは別に、次に掲げるすべての要件を満たす技術者を1名配置することとし、その旨が確認できる書面として、「増員配置予定技術者の経験及び能力」(技術提案書作成要領の第3号様式)、「増員配置予定技術者の過去4年間の同種業務の実績一覧」(様式自由)及び「配置予定管理技術者が保有するすべての資格一覧」とその資格証等の写しを提出すること。
 - ① 管理技術者として従事した同種業務の件数について、配置予定管理技術者の有する従事件数以上の従事件数を有している者。
 - ② 配置予定管理技術者が保有しているすべての資格を有している者。
すべての要件を満たす増員配置予定技術者を配置することができない場合には、入札に関する条件に違反した入札として、当該入札を無効とする。
なお、増員配置予定技術者は、測量調査設計業務実績情報システム(TECRIS)に登録すること。
- (4) 業務実施上、必要となる全ての打合せに管理技術者と上記(3)により増員配置する技術者を出席させること。
- (5) 当該業務の実績における不備により、北海道森林管理局に損害を与えた場合には、受注者の責任において損害補填する旨を明記した受注者の代表者の直筆署名による品質証明書を提出することとする。
また、損害補填の期間は、本業務に係る工事が完成するまでとする。

17 品質確保基準価格

- (1) 予定価格が1百万円を超え1千万円以下の業務においては、品質確保の観点から北海道森林管理局長が定める品質確保基準価格を下回る価格により契約を締結した場合、受注者は、上記16と同一の義務を負うものとする。
ただし、品質確保基準価格を下回る応札により落札の保留を行った後、契約履行の是非を確認した結果、当該契約の内容に適合した履行が確認できない場合には、入札を無効とし、有効な次順位者と契約等をする。なお、この場合当該応札者は指名停止措置等の対象とはならない。
- (2) 品質確保基準価格の算出方法は、予決令第85条に基づく調査基準価格に準じるものとする。

18 落札者とならなかった者に対する理由の説明

- (1) 落札者とならなかった者のうち、落札者の決定結果に対して不服のある者は、分任支出負担行為担当官に対して落札者とならなかった理由について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求められることができる。
 - ① 提出期限：令和6年5月20日17時00分(開札日の翌日から7日以内)

② 提出場所：〒064-8537 北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70番
北海道森林管理局 経理課 主計係
電話 011-622-5214

③ 提出方法：持参又は郵送による。(郵送による場合は提出期限必着)

(2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、令和6年5月22日までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。(落札者とならなかった理由を求める書面の提出期限の翌日から7日以内)

(3) (1)の理由の説明を求める書面及び(2)の回答を行った書面は、次のとおり閲覧に供する方法により公表する。

① 閲覧期間：令和6年5月24日から令和8年3月31日までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分。(書面による回答期限の翌日から3日目以内から次年度末)

② 閲覧場所：(1)の②に同じ。

(4) (2)の回答書による説明に不服がある者は、支出負担行為担当官に対して、次に従い、書面(様式は自由)により再苦情を申し立てることができる。

① 提出期限：(2)の回答書を受け取った日から7日(休日を除く。)以内

② 提出場所：(1)②に同じ。

③ 提出方法：書面を持参することにより提出するものとし、郵送等又は電送によるものは受け付けない。

(5) 再苦情の申立については、北海道森林管理局入札監視委員会で審議する。

(6) 支出負担行為担当官は、再苦情の申立があった者に対し、(5)の入札監視委員会の審議結果を踏まえたうえで、審議結果の報告を受けた日の翌日から起算して7日(休日を除く。)以内に、次の内容を書面により回答する。

① 申立が認められないときは、苦情の申立に根拠が認められないと判断された理由

② 申立が認められると判断されたときは、分任支出負担行為担当官が講じようとする措置の概要

19 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

なお、国有林野事業業務請負契約約款については北海道森林管理局ホームページ(<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/>)に掲示しているものとする。

20 支払い条件

① 前金払 (有) (※請負代金額が300万円未満の場合は対象とならない)

② 部分引き渡し (無)

21 関連情報を入手するための照会窓口

〒064-8537 北海道札幌市中央区宮の森3条7丁目70番
北海道森林管理局 森林整備第二課(担当:技術指導官)
電話 011-622-5214

22 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (3) 落札者は、5(1)の競争参加資格確認資料に記載した配置予定の技術者から当該業務に従事する技術者を選定し配置すること。
- (4) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日除く、9時から17時まで稼働している。
- (5) システム操作上の手引き書としては、北海道森林管理局ホームページに掲載している「運用基準」及び農林水産省電子入札センターホームページに掲載しているマニュアルを参考とすること。
- (6) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。
 - ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先
 - 農林水産省電子入札ヘルプデスク
 - 受付時間:9時から16時
 - 電話:048-254-6031
 - FAX:048-254-6041
 - e-mail: help@maff-ebic.go.jp
- (7) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。
- (8) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、開札時間経過後もパソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。
- (9) 森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書については、「治山林道必携(調査・測量・設計編)」を参照すること。

別紙様式 1

(表紙 1-1)

競 争 参 加 資 格 確 認 申 請 書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

(官職)

(氏名)

殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名 (社印省略可)

令和 年 月 日付けで入札公告のありました令和 6 年度国有林林道橋梁塗膜調査業務その3に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと及び添付書類の内容が事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札公告に定める業務実績を記載した書面
- 2 入札公告に定める配置予定技術者の資格等を記載した書面
- 3※入札公告に定める1及び2の内容を証明するための書面
(注 3※は、森林管理局長等が必要と認めた場合のみ)

(備考)1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

- 2 返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた郵送料金の切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

(表紙1-2)

添付書類一覧

様式名称	添付書類	提出確認	(省略する場合)
別紙様式 2	同種業務の契約書 (写)	提出/省略	【記載例】○年度○○地区○○業務(○月○日入札)に提出済み(内容に異同はない。)
	同種業務に従事したことが確認できる書類(写)	提出/省略	
	業務成績評定通知書(写)	提出/省略	
別紙様式 3	同種業務の契約書 (写)	提出/省略	
	同種業務に従事したことが確認できる書類(写)	提出/省略	
	同種業務に技術者として従事したことが確認できる届出書(写)	提出/省略	
	業務成績評定通知書(写)	提出/省略	

(備考)1 別紙様式2及び3の添付書類について、内容に異同がない場合に限り、当該年度において初参加の入札へ提出した当該資料をもって、提出を省略することができることとする。この場合は、提出確認欄において「省略」を丸囲みの上、当該資料を提出した入札の情報を記載すること。

なお、当該年度において、初参加の入札の場合は、提出確認欄において「提出」を丸囲みの上、添付書類を提出すること。

(備考)2 入札公告において明示した資格又は実績(以下「資格等」という。)を業務実績情報システム(TECRIS)の登録が完了している業務により確認できる場合は、別紙様式2及び3のTECRIS登録の有無欄にTECRIS登録番号を記載することにより、契約書の写しや当該業務に従事したことが確認できる資料の添付を省略できるものとする。

ただし、資格等をTECRISで確認できない場合は、入札公告において明示した資格等が確認できる資料の写しを添付すること。

別紙様式 2

同 種 業 務 の 実 績 (例)

商号又は名称：〇〇設計〇〇支店

所 在 地：北海道〇〇市〇〇

項目	番号			
	業 務 名			
業務名等	発 注 機 関 名			
	業 務 場 所	北海道〇〇市〇〇		
	契 約 金 額			
	契 約 期 間	年 月～ 年 月		
	TECRIS 登録の有無	有 (TECRIS 登録番号)・無		
	同種の内容等	業 務 の 内 容		
	業 務 成 績 (評 定 点)			
	業 務 の 履 行 条 件 ほか			
北海道森林管理局長が発注した令和〇〇年4月1日から令和〇〇年3月31日までの2年間の同種業務の業務成績評定の平均点 (60点以下を含む) 点 / 該当なし				

- (備考)
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
 - 2 公告において明示した参加資格を的確に判断できる具体的項目 ((例)を参考として、当該業務に則した項目)を設定すること。
 - 3 複数の業務実績を記載する必要がある場合は、欄 (番号) を追加すること。
 - 4 TECRIS 登録を「有」とした場合は、TECRIS 登録番号を記載することで、契約書の写しや当該業務に従事したことを確認できる資料の添付を省略できるものとする。
ただし、入札公告において明示した内容をTECRISで確認できない場合及びTECRIS登録を「無」とした場合は、この限りではない。

別紙様式 3

配置予定の技術者の状況(例)

項目	名称		管理技術者	照査技術者	
	会社名	技術者名			
	会社名				
	技術者名				
	最終学歴	〇〇大学〇〇学科	年卒業		
	法令等による資格	技術士(森林土木)、林業技士(森林土木部門)等 (取得年月日、登録番号) (資格を証明する書類は、入札公告に記載している管理(照査)技術者の「職務に従事した期間」が判るように、資格の当初取得(登録)年月日が判る資料を添付すること。)			
経験した同種業務の概要	業務名				
	発注機関名				
	業務場所				
	契約金額				
	契約期間	年月 ~ 年月			
	従事役職	管理技術者			
	業務内容				
	業務成績				
	TECRIS 登録の有無	有(TECRIS 登録番号)・無			
他の業務の従事状況	(他の業務の従事状況:国、都道府県、市町村、民間等の全ての受注状況について記載すること)				

- (備考)
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
 - 2 入札公告において明示した参加資格を的確に判断できるよう具体的に記載すること。
 - 3 TECRIS 登録を「有」とした場合は、TECRIS 登録番号を記載することで、契約書の写しや当該業務に従事したことを確認できる資料及び当該業務に技術者として従事したことが確認できる届出書の添付を省略できるものとする。
ただし、入札公告において明示した内容を TECRIS で確認できない場合及び TECRIS 登録を「無」とした場合は、この限りではない。

別紙様式 4

競争参加資格確認通知書

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

(分任)支出負担行為担当官
(官職)
(氏名)

先に申請のあった令和6年度国有林林道橋梁塗膜調査業務その3に係る競争参加資格については、下記のとおり確認したので、通知します。

記

入 札 公 告 日	令和 年 月 日
業 務 名	
競争参加資格の有無	
競争参加資格がないと認められた理由	

なお、競争参加資格がないと通知された方は、競争参加資格がないと認められた理由について説明を求めることができます。

この説明を求める場合は、令和 年 月 日までに北海道森林管理局森林整備第二課技術指導官へその旨を記載した書面を提出して下さい。

(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列4番とする。

支出負担行為担当官

局長 様

又は

分任支出負担行為担当官

局

署長 様

品質証明書

1 業務の名称

2 開札日

年 月 日

上記業務の実施にあたり、成果品の品質確保を図り、責任を持って履行いたします。
また、当該業務の不履行により、発注者に損害を与えた場合は、当社の責任において損害を補填いたします。

なお、損害補填の期間は契約締結日の翌日から当該業務に係る工事が完了するまでといたします。

年 月 日

住 所

商号及び名称

代表者氏名

〇〇株式会社

代表取締役社長

業 務 請 負 契 約 書 (案)

- 1 業 務 名 令和6年度国有林林道橋梁塗膜調査業務その3
- 2 場 所 根釧西部森林管理署外3署管内
- 3 履 行 期 間 令和 年 月 日から (契約日の翌日)
令和7年3月14日まで
- 4 請 負 代 金 額 ￥ . —
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ . —)
- 5 契 約 保 証 金 額 請負代金の10分の1以上
- 6 調 停 人 紛争があった際に発注者、受注者協議の上別途定める
- 7 選 択 条 項 別冊約款中選択される条項は次のとおりであるが、そのうち適用されるものは(○印)、削除されるものは(×印)である。

適用 } 区分 削除	選 択 事 項	選 択 条 項
	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
	契約保証金の納付に代わる担保となる 有価証券等の提供	第4条第1項第2号
	銀行、発注者が確実と認める金融機関 又は保証事業会社の保証	第4条第1項第3号
	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
	前金払	第35条～第37条
	部分引渡し	第38条
	調停人の選任	第57条

8 特 約 条 項

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び北海道森林管理局ホームページ上に掲載している国有林野事業業務請負契約約款（本業務の公告日現在）によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、受注者が設計共同体を結成している場合には、受注者は、別紙 設計共同体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して実施する。

本契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 月 日

発注者 (住 所) 札幌市中央区宮の森 3 条 7 丁目 7 0 番
支出負担行為担当官
(氏 名) 北海道森林管理局長 吉村 洋

受注者 (住 所)
(氏 名)

特記仕様書

[1] 適用

1. 本特記仕様書は、北海道管理局（以下「発注者」という。）が実施する「令和6年度国有林林道橋梁塗膜調査業務その3」（以下「本業務」という。）に適用するものとする。
2. 本業務は、契約書、設計図書、森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）及び本仕様書に基づき実施するものとする。
3. 標準仕様書第3102条第10項の「〇〇契約書」とは、令和6年度国有林林道橋梁塗膜調査業務その3契約書とする。

[2] 履行場所

本業務の履行場所は、根釧西部森林管理署外3署管内とする。塗膜調査を行う橋梁は、別表（国有林林道橋梁塗膜調査業務一覧表）のとおりとする。

[3] 調査業務に関する一般事項

本業務の実施に当たっては、標準仕様書等によるもののほか、次に示す図書等によるものとする。

- ・「ポリ塩化ビフェニルを含有する可能性のある塗膜のサンプリング方法について（通知）」（令和元年10月11日環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）
- ・低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法（第5版）（令和2年10月）

[4] 現地踏査

現地踏査は監督職員又は発注者の指定する担当者とともに行うものとし、橋梁の状況、塗膜採取箇所、方法等について確認を行うとともに、塗膜採取作業に支障がある場合には、監督職員と協議するものとする。

また、現況のPCB塗膜構成を把握すること。

[5] 関係機関との協議

調査の実施にあたり、河川管理者、公安委員会及び他の道路管理者等との協議が必要な場合には、仕様書第3710条の6に基づき、必要な資料の収集及び協議書の作成を行うとともに、監督職員と協議の上、塗膜採取作業が行えるように協議を行わなければならない。

[6] 再委託

標準仕様書第 3127 条第 1 項で示すほか、次に示すものとする。

1. 本業務の計画準備
2. 現地踏査
3. 実施計画書作成
4. 対策区分の判定
5. 報告書作成

[7] 塗膜調査

①塗膜採取

(ア) 「ポリ塩化ビフェニルを含有する可能性のある塗膜のサンプリング方法について（通知）」（令和元年 10 月 11 日環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）、「鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における労働者の健康障害防止について」（平成 26 年 5 月 30 日厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課長、化学物質対策課長発令）を遵守して塗膜採取を行うこと。

(イ) 塗膜採取は JIS K 0060 に基づき実施し、塗膜の採取はケレン棒等による乾式採取を標準とする。

(ウ) 採取量は一橋当たり 10g 程度を標準とし、一般的な寸法は 0.5m 四方。

(エ) 剥離作業は剥離塗膜が周囲に飛散することを防止する環境において実施し、採取作業者が健康障害防止のため手袋、防塵衣類、安全メガネ、マスク等を着用する。なお、手袋、安全メガネ、マスクは箇所ごとに交換すること。防塵衣類については、箇所ごとに交換する必要は無いが、現地実態に応じて、協議により対応すること。

(オ) 塗膜採取を実施した部位は補修塗装を実施すること。

(カ) 採取した塗膜については、全て発注者に返却する。

(キ) 採取した塗膜は試験機関へ納入し、その調査結果を報告する。

②塗膜分析

(ア) 塗膜中の PCB 含有量の測定

(イ) 塗膜中の鉛量の測定

(ウ) 塗膜中の六価クロム量の測定

③中間成果の提出

業務履行中、監督職員より中間成果を求められた場合、速やかに提出するものとする。

[8] 調査結果報告書の提出

本業務の成果品として、以下のものを提出するものとする。

1. 塗膜分析結果報告（調査対象施設ごと）局及び各署等別 各1部 A4版
2. 現況写真（塗膜採取・復旧状況写真含む）
3. 電子納品（CD-RもしくはDVD-R）局及び各署等別 各1枚（正・副）
4. その他監督職員の指示した資料1式
5. その他、業務により生じた資料1式

成果品の提出先は、「北海道森林管理局森林整備第二課」とする。

[9] 打合せ

業務に関する打合せ記録は受注者が作成するものとし、打合せ後、速やかに監督職員に提出するものとする。

なお、打合せ回数は、6回を予定するものとし、業務着手時及び成果品納入時には管理技術者が出席するものとする。

打合せ回数

業務着手時1回

中間打合せ1回 署4回

成果品納入時1回

計6回

[10] 貸与資料

標準仕様書第3112条に定める発注者が貸与する図書その他資料は次の通りとする。

- ①橋梁整理簿（既存）
- ②上記以外で業務履行上、発注者が必要と認める資料

なお、貸与された資料については、不要となった時点で速やかに返却するものとする。

[11] 沿道対応

本業務実施中、沿道の住民及び道路利用者より苦情のあった場合には、受注者において丁寧に対応するものとし、その結果を監督職員に報告するものとする。

[12] 疑義

受注者は、業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、監督職員と協議を行うものとする。

令和6年度国有林林道橋梁塗膜調査業務その3
(金抜単価表)

北海道森林管理局
森林整備部
森林整備第二課

No. 1 単価表
計画準備

(1業務当たり)

区分	直接人件費				備考	
	職種	単価	数量	金額		
計画準備	主任技師		1.5		令和5年版治山林道必携調査・測量・設計編 P486 (1)計画準備①業務計画書作成	
	技師A		1.5			
	技師B					
	技師C		6.0			
	技術員		5.0			
	計					
	1業務当たり					

No. 10 単価表
打合せ協議

(1業務当たり)

区分	直接人件費				備考	
	職種	単価	数量	金額		
業務着手時 打合せ	主任技師		0.5		局において1回 令和5年版治山林道必携調査・測量・設計編 P489 (6)打合せ協議	
	技師A					
	技師B		0.5			
	技師C					
	技術員					
	計(1回当たり)					
	1業務当たり					

No. 11 単価表
打合せ協議

(1業務当たり)

区分	直接人件費				備考	
	職種	単価	数量	金額		
中間 打合せ	主任技師				打合わせ回数:4回(該当署毎1回) 令和5年版治山林道必携調査・測量・設計編 P489 (6)打合せ協議	
	技師A					
	技師B		0.5			
	技師C		0.5			
	技術員					
	計(1回当たり)					
	1業務(4回)当たり					

No. 12 単価表
打合せ協議

(1業務当たり)

区分	直接人件費				備考	
	職種	単価	数量	金額		
成果品納入時 打合せ	主任技師		0.5		局において1回 令和5年版治山林道必携調査・測量・設計編 P489 (6)打合せ協議	
	技師A					
	技師B		0.5			
	技師C					
	技術員					
	計(1回当たり)					
	1業務当たり					

No. 13 単価表
 機械運転経費
 橋梁点検車運転経費

1式当たり

名称	直接経費				
	単位	数量	単価	金額	摘要
橋梁点検車	日	30			単No.51
計					

No. 14 単価表
 機械運転経費
 ライトバン 1500cc 運転経費

1式当たり

名称	単位	数量	単価	金額	摘要
ライトバン (二輪駆動)	日	45			単No.52
計					

No. 51 単価表
 機械経費 橋梁点検車運転経費

1日当たり

名称	直接経費					備考
	規格	単位	数量	単価	金額	
運転手(一般)		人	1			
燃料費(軽油)		ℓ	18			運転1h燃料消費量×T:運転日当たり 運転時間(3.6*5.0=18.0)
橋梁点検車賃料	BT-200相当	日	1.4			建設物価2024年3月号
計						

供用日当たり運転日数 = 1.4日 R5必下P92,高所作業車(作業床高9.7m積載荷重200kg)140/100=1.4
 橋梁点検車機関出力 = 96kw R5必下P92,高所作業車(作業床高9.7m積載荷重200kg)機関出力
 1時間当たり燃料消費率 = 0.037ℓ/kw・h R5必下P374No.68,高所作業車
 1時間当たり燃料消費量 = 3.6ℓ/h 96(kw)*0.037(ℓ/kw/h)=3.55
 T:運転日当たり運転時間 = 5.0h R5必下P92,高所作業車(作業床高9.7m積載荷重200kg)500/100=5.0
 運転労務適用職種 = 運転手(一般) R5必下P392,高所作業車(作業床高10m未満)

No. 52 単価表

ライトバン運転経費 1500cc

1日当たり

名称・規格	直接経費				摘要
	単位	数量	単価	金額	
燃料費(ガソリン)	L	2.7			令和5年版治山林道必携調査・測量・設計編 P511,5(5)⑤
機械損料	h	3.6			R5必下P321,ライトバン1.5ℓ (13)
機械損料	日	1			R5必下P321,ライトバン1.5ℓ (15)
計					
ライトバン1500cc・5人乗機関出力= 56kw R5必下P320,ライトバン1.5ℓ 機関出力 ライトバン1時間当たり燃料消費率= 0.049ℓ/kw・h R5必下P375No.84,ライトバン ライトバン1時間当たり燃料消費量= 2.7ℓ/h (56*0.049=2.74) 運転日当たり運転時間 = 3.6h R5必下P320,ライトバン1.5ℓ (760/210=3.61)					

No. 15 単価表

材料費

塗膜採取・復旧材料費

1橋当たり

名称	直接経費					備考
	規格	単位	数量	単価	金額	
補修用塗料		橋				塗膜採取対象橋梁42橋
保護服		枚				
防塵マスクフィルター		個				
梱包容器外		式				
PCB含有量試験		試料				
鉛含有量試験		試料				
クロム含有量試験		試料				
計						
塗膜採取対象橋梁42橋当たり						

No. 16 単価表

現地踏査

外業

(1橋当たり)

区分	直接人件費					備考
	職種	単価	外業	内業	金額	
現地踏査(点検)	主任技師					
	技師A					
	技師B		0.7			
	技師C		0.2			
	技術員		0.5			
	計					
塗膜採取対象橋梁42橋当たり						

No. 17 単価表
塗膜採取・復旧
外業

(1橋当たり)

区分	直接人件費				備考
	職種	単価	報告書 作成日数	金額	
塗膜採取・復旧	主任技師				
	技師A				
	技師B				
	技師C		1.0		
	技術員		1.0		
	計				
	塗膜採取対象橋梁42橋当たり				

No. 18 単価表
報告書作成
内業

(1橋当たり)

区分	直接人件費				備考
	職種	単価	報告書 作成日数	金額	
報告書作成	主任技師				
	技師A				
	技師B				
	技師C		0.3		
	技術員		0.3		
	計				
	塗膜採取対象橋梁42橋当たり				

業務現場説明書

1. 業務名 令和6年度国有林林道橋梁塗膜調査業務その3

2. 業務場所 白糠町外 根釧西部森林管理署外(別添位置図のとおり)

NO.	路線名	規格	延長(m)	区間	幅員	備考
1						
2	詳細は別添「国有林林道橋梁塗膜調査業務一覧表」のとおり					

3. 起点: 北海道庁

4. 旅費区分: 宿泊

5. 起点から宿泊地までの旅費・交通費積算条件

宿泊地: 白糠町外

別紙1 点検業務 交通費・旅費・ライトバン運転経費積算因子 参照

別紙2 現地踏査 交通費・旅費・ライトバン運転経費積算因子 参照

6. 宿泊地(通勤の場合は起点)から現場までの旅費・交通費積算条件

白糠町外

別紙1 点検業務 交通費・旅費・ライトバン運転経費積算因子 参照

別紙2 現地踏査 交通費・旅費・ライトバン運転経費積算因子 参照

7. 打合せに係る旅費・交通費積算条件

根釧西部森林管理署外

別紙2 現地踏査 交通費・旅費・ライトバン運転経費積算因子 参照

8. 基礎条件等

1) 精度管理費係数	該当なし
2) 電子成果品作成対象	計上しない

9. 貸与品

なし

10. その他の事項

- 1) 契約保証については、北海道森林管理局ホームページに掲載の現場説明書を参照すること。
- 2) 森林調査簿その他必要な帳簿等については、根釧西部森林管理署外において閲覧できるものとする。
- 3) 火気の取扱については十分注意し、山火事防止に万全を期すこと。
- 4) 入林届については、国有林野管理規程細則第82条1項3に基づき、提出は不要とする。
なお、無人航空機を飛行させる場合は、森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務特別仕様書第7条により、必要な手続きを行うこと。
- 5) 関係法規がある場合はこれを遵守すること。
- 6) その他、細部については監督職員の指示によるものとする。
- 7) 本業務は、受発注者間の情報共有システムの活用業務であり、活用を希望する場合は「北海道森林管理局 森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務特別仕様書第11条 森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務における受発注者間の情報共有システム実施要領」のとおりとする。
- 8) 本業務の技術者日額については、令和6年3月1日改定の技術者基準日額を使用している。

点検業務 交通費・旅費・ライトバン運転経費積算因子

林道名等	出発地	目的地	起点標 (高一点検標)	宿泊地	点検移動距離・時間等			点検積算及び点検時間(日)				点検積算間の移動時間				点検日の走行距離	点検日の積算日数	泊滞在移動(日当)	備考		
					高速	一般道(二車線)	一般道(一車線)	所用時間	橋梁名	橋梁名	橋梁名	橋梁名	上段:橋梁名(最初の橋は2番目の橋)	橋梁間移動時間	移動時間					移動時間	移動時間
					80km/h	45km/h	30km/h	点検日数	点検日数	点検日数	点検日数	下段:各橋梁間の移動距離	移動時間	移動時間	移動時間					移動時間	
移動	石狩振興局	標津町		標津町	277.8km		138.4km	8.1時間										半日当			
松法林道	標津町	松法林道	第1号橋(松法林道)			44.0km		1.5時間	第1号橋												
清水の沢林道	第1号橋	清水の沢林道	第1号橋(清水の沢林道)			53.9km		1.8時間	第1号橋												
第1号橋(清水の沢林道)	標津町			標津町		31.4km		1.0時間													
留辺新第一留辺林道	標津町	留辺新第一留辺林道	第1号橋(留辺新第一留辺林道)			33.9km		1.1時間	第1号橋	第2号橋	深雪橋	第2号橋	深雪橋	0.1時間	1.2時間	38.0km	3橋				
留辺新第一留辺林道	標津町			標津町		38.0km		1.3時間								38.0km					
移動	標津町	白糠町		白糠町		169.0km		5.6時間	星の橋							169.0km	1橋				
星の橋	白糠町			白糠町		40.1km		1.3時間								40.1km					
新羅別林道	白糠町	新羅別林道	7の沢橋			36.6km		1.2時間	7の沢橋							36.6km	1橋				
7の沢橋	白糠町			白糠町		24.9km		3.3時間	いづみ橋							13.4km					
いづみ橋	本別町			本別町		61.5km		2.1時間								61.5km					
サマツキポンベツ林道	本別町	サマツキポンベツ林道	サマツキポンベツ橋			15.6km		0.5時間								15.6km	1橋				
17の沢支線林道	上士幌町	17の沢支線林道	17の沢橋			89.4km		3.0時間	17の沢橋							89.4km	1橋				
17の沢橋	上士幌町			上士幌町		44.2km		1.5時間								44.2km					
13の沢林道	上士幌町	13の沢林道	緑風橋			40.8km		1.4時間	緑風橋							40.8km	1橋				
メセップ林道	上士幌町	メセップ林道	龍橋			15.1km		0.5時間	龍橋							15.1km	1橋				
龍橋	上士幌町			上士幌町		32.5km		1.1時間								32.5km					
5の沢メセップ林道	上士幌町	5の沢メセップ林道	5の沢橋			29.8km		1.0時間	5の沢橋							29.8km	1橋				
5の沢橋	上士幌町			上士幌町		11.2km		0.4時間	第1号橋							11.2km	1橋				
藤平川林道	上士幌町	藤平川林道	藤平川橋			24.5km		0.8時間	藤平川橋							24.5km					
藤平川橋	上士幌町			上士幌町		23.5km		0.8時間	第1号橋							23.5km	1橋				
不二川林道	上士幌町	不二川林道	不二川橋			77.0km		2.6時間	紅葉橋							77.0km	1橋				
紅葉橋	上士幌町			上士幌町		35.2km		1.2時間								35.2km					
紅葉橋	上士幌町			上士幌町		36.8km		1.2時間	合歡木橋							36.8km	1橋				
合歡木橋	上士幌町			上士幌町		32.5km		1.1時間	去堂内橋							32.5km	1橋				
去堂内橋	上士幌町			上士幌町		32.9km		1.1時間								32.9km					
去堂内橋	上士幌町			上士幌町		39.2km		1.3時間	緑橋	渡橋	深雪橋	0.5km				39.7km	2橋				
緑橋	上士幌町			上士幌町		55.0km		1.8時間								55.0km					
ユートムラウシ林道	新得町	ユートムラウシ林道	神威橋			79.0km		2.6時間	神威橋							79.0km	1橋				
神威橋	新得町			新得町		30.8km		1.0時間	殿狩橋							30.8km	1橋				
殿狩橋	新得町			新得町		62.3km		2.1時間								62.3km					
近別林道	新得町	近別林道	恵樹橋			47.0km		1.6時間	恵樹橋	恵水橋	恵水橋	0.5km				47.5km	2橋				
恵水橋	新得町			新得町		47.5km		1.6時間								47.5km					
恵水橋	新得町			新得町		35.3km		1.2時間	鹿場橋	鹿林橋	鹿林橋	1.5km		0.1時間	1.3時間	36.8km	2橋				
鹿場橋	新得町			新得町		38.8km		1.2時間								38.8km					
鹿場橋	新得町			新得町		26.3km		0.9時間	恵雪橋	恵林橋	恵林橋	0.4km	11.9km	0.4時間	1.3時間	38.6km	3橋				
恵雪橋	新得町			新得町		38.6km		1.3時間								38.6km					
ハンゲニコロベツ1の沢林道	新得町	ハンゲニコロベツ1の沢林道	1の沢大橋			22.8km		0.8時間	1の沢大橋	若菜橋	龍胆橋	1.5km	0.1km	0.1時間	0.9時間	24.4km	3橋				
1の沢大橋	新得町			新得町		24.4km		0.8時間								24.4km					
ハンゲニコロベツ1の沢林道	新得町	ハンゲニコロベツ1の沢林道	白梅橋			26.4km		0.9時間	白梅橋	寛橋	寛橋	0.4km				26.8km	2橋				
白梅橋	新得町			新得町		26.8km		0.9時間								26.8km					
寛橋	新得町			新得町		22.5km		0.8時間	恵明橋	恵遠橋	恵香橋	2.4km	0.2km	0.1時間	0.9時間	25.1km	3橋				
恵明橋	新得町			新得町		25.1km		0.8時間								25.1km					
恵明橋	新得町			新得町		17.2km		0.6時間	深紅橋	静深橋	みゆき橋	2.7km	0.4km	0.1時間	0.7時間	20.3km	3橋				
深紅橋	新得町			新得町		20.3km		0.7時間								20.3km					
みゆき橋	新得町			新得町		22.9km		0.8時間	第6号橋							22.9km	1橋				
第6号橋	新得町			新得町		8.2km		0.3時間	本流橋							8.2km	1橋				
本流橋	新得町			新得町		19.6km		0.7時間								19.6km					
本流橋	新得町			新得町		152.1km		2.7時間								174.6km					
帰路	新得町	石狩振興局			152.1km		22.5km	2.7時間								174.6km					
計					454.8km		2033.7km	73.9時間 9.2日	14.0日	4.5日	2.5日		12.1km	14.5km	0.9時間	74.8時間	2515.1km	41橋	半日当 20.5日	2 38	

基地から最初の目的地までの移動時間、一のブロックにおける最終点検後から次のブロックへの移動時間及び帰路の移動時間の計 23.0時間

運賃採取橋梁 点検日数、0.5日加算

機 械 検 査 日
ライトバン 30日
積算点検車 30日

移動日を考慮した点検実日数 30日
底費交通費
普通底費相当分 滞在日数底費相当分
日高1/2 宿泊費 30日未満 30日以上
2 1 35

所要日数の算定
調整滞在日数 23日
移動に係る日数 9日
所要日数 32日

その他留意事項

令和6年度国有林林道橋梁塗膜調査業務その3に係る入札公告等については、北海道森林管理局のホームページのとおりですが、その他の資料については、下記の場所にて閲覧願います。

記

(1) 北海道森林管理局森林整備第二課

①治山林道必携積算・施工編（上巻・下巻）

②治山林道必携調査・測量・設計編

なお、競争参加資格確認申請書（※（2）①を使用すること。）、品質証明書、技術提案書（総合評価落札方式）の各様式及び入札者注意書、現場説明書（契約保証関係）、国有林野事業業務請負契約約款、森林整備保全事業調査、測量、設計及び計画業務、履行確実性審査・評価資料、森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領については、北海道森林管理局ホームページ（ホーム> 公売・入札情報>）に掲載しています。

(2) 電子入札ダウンロードシステム

①競争参加資格確認申請書

②塗膜採取関連資料